

令和5年度
前期

国家試験

技能検定受検案内

(技能五輪福島県大会参加案内)

技能検定は、技能者の方々の技能を全国統一の基準により評価し、それを公証することによって、更なる技能習得意欲の増進と社会的地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されるものです。

技能検定は、各職種1級、2級（職種により特級、単一等級、3級）に分かれ、実技試験と学科試験によって行われます。合格者には、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣から、2級及び3級は知事から合格証書が交付され、「**技能士**」と称することができます。

● 令和5年度前期実施日程

受検申請 受付	令和5年4月3日(月)～4月14日(金) (土曜日及び日曜日除く) ●郵送は14日の消印有効となります。 ●郵送先 「福島県職業能力開発協会 技能振興課」 宛 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131 ●申請方法 詳しくはP1「申請方法」参照 ※申請書を送る際は、配達記録が残る方法(書留、レターパック等)をご使用ください。普通郵便等による未着などの郵便事故には対応しかねます。 ※受付期間を過ぎた振込等は一切受け付けられませんのでご了承ください。 個人情報の保護について 受検申請書に記入いただきました個人情報につきましては、受検票の送付及び合格発表等の技能検定の円滑な実施のためにのみ使用します。
実技試験 問題公表	令和5年5月30日(火) に公表し当協会でのみご覧になれます(ホームページには掲載されません)。 ※実技試験問題(当日配布を除く)は、受検票に同封してお送りします。
受検票 の送付	令和5年5月31日(水)より順次受検者の記載した宛先へ送付いたします。 6月末まで届かない場合は、当協会へご連絡ください。 受検票には、試験日時・会場等を記載し、実技試験問題を同封して送付いたします(一部職種除く)。
実 技 試験日	令和5年6月6日(火)～9月10日(日)までの間で当協会が指定した日 ※とび職種は令和5年10月8日(日)までの間。 ※3級職種は令和5年8月13日(日)までの間。 詳しくはP9「実技試験実施日程」参照
学 科 試験日	令和5年7月9日(日)・8月20日(日)・8月27日(日)・9月3日(日) の指定された日。 詳しくはP9「学科試験実施日程」参照
合格発表	3級 令和5年8月25日(金) 1・2級 9月29日(金) 1・2級(とび職種に限る) 10月27日(金) ●技能検定合格者 福島県産業人材育成課より郵便で通知します。 また、福島県産業人材育成課ホームページに受検番号が掲載されます。 ●実技又は学科試験のみ合格者 当協会より郵便で通知します(なお、この通知書は免除資格の添付書類となりますので、大切に保管してください)。また、当協会ホームページに受検番号を掲載します。 ●不合格者への通知はいたしません。 ●電話による可否の問い合わせには応じられません。 ●実技及び学科試験の得点結果の開示を希望される方は、福島県産業人材育成課(TEL 024-521-7300)にて開示の手続きを行ってください。 福島県職業能力開発協会 検索 福島県職業能力 開発協会 HP QRコード 

令和5年3月17日(金)

福島県職業能力開発協会

1 申請方法 (期間内に受検申請書の提出と受検手数料の振込みの手続きが必要となります。)

●郵送先 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5階 福島県職業能力開発協会 技能振興課 宛に、

☐ 受検申請書

☐ 受検手数料振込の控え(写し)又は振込み予定日・振込人名義を記入したメモ等

☐ 免除資格に係る資料の写し(免除希望の方に限る)

を同封のうえお送りください。

※本人確認のため、

☐ 身分証明書(運転免許証又は保険証、学生証等)の写しが必要となります。

申請書の所定の場所に必ず貼り付けてください。

振り込み先

東邦銀行 本店営業部 普通預金口座 3181881

福島県職業能力開発協会

※原則、領収証は発行しませんので、振り込みの控えは保管してください。

※振込み手数料は自己負担となります。

2 申請時の注意事項

●郵送は、令和5年4月14日(金)の消印有効です。

●実技又は学科試験の免除資格を有する方は、申請書に記入のうえ、それを証明する書類のコピーを添付してください(未記入や書類の後日提出は免除になりませんのでご注意ください)。

●申請書は、当協会ホームページより「技能検定受検申請書等送付依頼書」をダウンロードし、申し込んでください。

●実技及び学科試験の両方の免除資格を有する方は、全職種について、今回の受付期間内に免除申請をすることができます。申請書の記載内容が確認されましたら、合格発表日後に合格証書が交付されます(申請手数料は無料)。

受検申請書内「受検資格」の職歴については、受検職種に関連する経歴のみ記入してください。受検資格の判定について、必要に応じて所属事業所等への電話照会や証明書類の提出を求める場合があります。なお、記入内容に不正があった時は、合格を取り消す場合がありますのでご注意ください。

3 その他

●受検申請者が著しく少ない場合は、実技試験を中止することがあります(実技試験手数料は返還します)。

●職種によっては、設備等の関係で受付期限前であっても締め切ることがあります。

●申請受付後は、受検手数料は返還しません。

●受検申請書の提出後、氏名、住所等が変わった場合、速やかに当協会にご連絡ください。

●技能検定実技試験当日において、免許、特別教育が必要な作業一覧(実技試験当日、会場で確認しますので、必ず持参してください。)

作業名	等級	該当内容	必要な資格
金属プレス作業	1・2級	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
製缶作業・構造物鉄工作業	1・2級	ガス溶接(2級製缶作業を除く)	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
	1・2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
曲げ板金作業	1・2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認
変圧器組立て作業	1・2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認
工作機械用切削工具研削作業	1・2級	研削といしの取替え	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
建設機械整備作業	1・2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認
鋼製下地工事作業	1・2級	研削といし(高速といし)の取替え等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
ビル用サッシ施工作業	1・2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名

2・3級の実技試験受検手数料の減免について

1 対象者

下記の□に全て該当する受検者が実技試験受検手数料の減免対象となります。

- ☐ 2級又は3級の実技試験を受検する者
- ☐ 年齢が35歳未満(令和5年4月1日時点)の者
- ☐ 福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者

※福島県以外の都道府県に在住かつ就学若しくは就労している受検者は、減免対象外(2・3級実技試験受検手数料「35歳以上」の項目の金額)となります。

2 必要書類

- 減免対象者は、受検申請時に、申請書に貼付する身分証明書の他に本人確認書類2種類(下記①、②の両方)の提出が必要です。

①運転免許証(現住所の記載があるもの)、住民票 いずれかの写し

②学生証、在職証明書、在学証明書(任意様式)いずれかの写し

※在職証明書を提出する場合は、雇用保険被保険者証の写し(加入者のみ)を添付してください。

※学生証に現住所の記載がある場合は、住民票の写しは必要ありません。

※求職中の場合は、①のみ提出してください。

※受検申請期間内に上記書類の提出がない場合(書類不備も含む)は、減免対象外(2・3級実技試験受検手数料「35歳以上」の項目の金額)となります。

3 その他

- 在職証明書の様式は、福島県産業人材育成課又は当協会ホームページからダウンロードできます。
- 電話での提出確認は対応しかねますので、必ず書類の写しを申請書に同封してください。
- 受検手数料の額は、職種や年齢等によって異なります。詳しくは、「4 実施職種及び受検手数料(5～7ページ)」をご確認ください。

4 実施職種及び受検手数料

- 1級は、年齢に関わらず減免対象外です。
- 令和5年4月1日現在の年齢を適用。

●1級

(受検手数料は全て円)

No	職 種 名	作 業 名	実技試験受検手数料	学科試験受検手数料
1	造園	造園工事	18,200	3,100
2	金属熱処理	一般熱処理		
3		浸炭・浸炭窒化・窒化处理		
4		高周波・炎熱処理		
5	機械加工	普通旋盤*		
6		数値制御旋盤*		
7		フライス盤*		
8		数値制御フライス盤*		
9		平面研削盤*		
10		円筒研削盤*		
11		ホブ盤*		
12		マシニングセンタ		
13	非接触除去加工 (令和4年度まで放 電加工)	数値制御形彫り放電加工*		
14		ワイヤ放電加工*		
15	金属プレス加工	金属プレス		
16	鉄工	製缶		
17		構造物鉄工		
18	建築板金	内外装板金		
19		ダクト板金		
20	工場板金	曲げ板金*		
21	めっき	電気めっき*		
22	仕上げ	治工具仕上げ		
23		金型仕上げ		
24		機械組立仕上げ		
25	切削工具研削	工作機械用切削工具研削*		
26	電子機器組立て	電子機器組立て		
27	電気機器組立て	変圧器組立て		
28		配電盤・制御盤組立て		

※がある作業については、7ページをご覧ください。

● 1級

(受検手数料は全て円)

No	職 種 名	作 業 名	実技試験受検手数料	学科試験受検手数料
29	鉄道車両製造・整備	内部ぎ装	18,200	3,100
30		配管ぎ装		
31		電気ぎ装		
32	光学機器製造	光学ガラス研磨※		
33	建設機械整備	建設機械整備		
34	婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	15,100	
35	家具製作	家具手加工	18,200	
36	建具製作	木製建具手加工		
37	印刷	オフセット印刷		
38	プラスチック成形	射出成形※		
39		真空成形		
40	石材施工	石張り		
41	とび	とび		
42	左官	左官		
43	ブロック建築	コンクリートブロック工事		
44	タイル張り	タイル張り		
45	畳製作	畳製作		
46	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事		
47		アクリルゴム系塗膜防水工事		
48		シーリング防水工事		
49		FRP防水工事		
50	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事		
51		鋼製下地工事		
52		ボード仕上げ工事		
53		化粧フィルム工事		
54	熱絶縁施工	保温保冷工事		
55	サッシ施工	ビル用サッシ施工		
56	表装	表具		
57		壁装		
58	塗装	建築塗装		
59		金属塗装		
60	フラワー装飾	フラワー装飾		

※がある作業については、7ページをご覧ください。

●令和5年4月1日現在の年齢を適用。

●2級

(受検手数料は全て円)

No	職 種 名	作 業 名	実技試験受検手数料			学科試験 受検手数料
			35歳 以上	25歳以上 35歳未満	25歳 未満	
1	造園	造園工事	18,200	12,200	9,200	3,100
2	金属熱処理	一般熱処理				
3		浸炭・浸炭窒化・窒化处理				
4		高周波・炎熱処理				
5	機械加工	普通旋盤*				
6		数値制御旋盤*				
7		フライス盤*				
8		数値制御フライス盤*				
9		平面研削盤*				
10		円筒研削盤*				
11		ホブ盤*				
12		マシニングセンタ				
13	非接触除去加工 (令和4年度ま で放電加工)	数値制御形彫り放電加工*				
14		ワイヤ放電加工*				
15	金属プレス加工	金属プレス				
16	鉄工	製缶				
17		構造物鉄工				
18	建築板金	内外装板金				
19		ダクト板金				
20	工場板金	曲げ板金*				
21	めっき	電気めっき*				
22	仕上げ	治工具仕上げ				
23		金型仕上げ				
24		機械組立仕上げ				
25	切削工具研削	工作機械用切削工具研削*				
26	電子機器組立て	電子機器組立て				
27	電気機器組立て	変圧器組立て				
28		配電盤・制御盤組立て				

※がある作業については、7ページをご覧ください。

No	職 種 名	作 業 名	実技試験受検手数料			学科試験 受検手数料
			35歳 以上	25歳以上 35歳未満	25歳 未満	
29	鉄道車両製造・ 整備	内部ぎ装	18,200	12,200	9,200	3,100
30		配管ぎ装				
31		電気ぎ装				
32	光学機器製造	光学ガラス研磨*				
33	建設機械整備	建設機械整備				
34	婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	15,100	9,100	6,100	
35	家具製作	家具手加工	18,200	12,200	9,200	
36	建具製作	木製建具手加工				
37	印刷	オフセット印刷				
38	プラスチック成 形	射出成形*				
39		真空成形				
40	石材施工	石張り				
41	とび	とび				
42	左官	左官				
43	ブロック建築	コンクリートブロック工事				
44	タイル張り	タイル張り				
45	畳製作	畳製作				
46	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事				
47		アクリルゴム系塗膜防水工事				
48		シーリング防水工事				
49		F R P防水工事				
50	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事				
51		鋼製下地工事				
52		ボード仕上げ工事				
53		化粧フィルム工事				
54	熱絶縁施工	保温保冷工事				
55	サッシ施工	ビル用サッシ施工				
56	表装	表具				
57		壁装				
58	塗装	建築塗装				
59		金属塗装				
60	フラワー装飾	フラワー装飾				

※がある作業については、7ページをご覧ください。

●令和5年4月1日現在の年齢を適用。

●3級

(受検手数料は全て円)

No	職 種 名	作 業 名	実技試験受検手数料					学科試験 受検手数料
			35歳 以上	35歳以上 在校生・ 訓練生	25歳以上 35歳未満	25歳 未満	35歳未満 在校生・ 訓練生	
1	造園	造園工事	18,200	12,100	12,200	9,200	3,100	3,100
2	機械加工	普通旋盤*						
3		フライス盤*						
4	電子機器組立て	電子機器組立て						
5	建築大工	大工工事						
6	ブロック建築	コンクリートブロック工事						
7	舞台機構調整	音響機構調整						
8	フラワー装飾	フラワー装飾						

※がある作業の実技試験については、受検者の所属する企業（学校）を試験会場として実施しますので、
実技試験で使用する設備（機材）を各会場で準備願います。設備等の規格や数量については、下記中央職業能力開発
協会技能検定試験問題公開サイト内の実技試験問題等をご参照ください。

●機械加工（普通旋盤・フライス盤）	受検会場…受検者の所属企業（学校）のみ
●機械加工（数値制御旋盤・数値制御フライス盤）	
●機械加工（平面研削盤・円筒研削盤・ホブ盤）	受検会場…受検者の所属企業のみ
●非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工・ワイヤ放電加工）	
●工場板金（曲げ板金）	
●めっき（電気めっき）	
●切削工具研削（工作機械用切削工具研削）	
●プラスチック成形（射出成形）	受検会場…受検者の所属企業のみ（成形機等に制限があります。申請時にご連絡ください。）
●光学機器製造（光学ガラス研磨）	受検会場…受検者の所属企業のみ

・中央職業能力開発協会
技能検定試験問題公開サイト
URL <https://www.kentei.javada.or.jp/>



5 受検資格 (受検する職種に関連する学部・学科を卒業した場合は短縮されます。)

受検に必要な実務経験年数は次表のとおりです。

(単位 年)

受検対象者（※１）		特級	１ 級		２ 級		３ 級 （※ 7）	単 一 等 級						
		１ 級 合格後 ※10		２ 級 合格後	３ 級 合格後				３ 級 合格後					
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	0	0 ※ 8	3				
専門高校卒業※ 2 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業			6											1
短大・高専・高校専攻科卒業※ 2 専門職大学前期課程修了 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業			5										0	0
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）※ 2 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業			4											
専修学校※ 3 又は各種学校卒業 （厚生労働大臣が指定したものに 限る。）	800h 以上		6							0	0	0 ※ 9	1	
	1600h 以上		5										0	
	3200h 以上		4											
短期課程の 普通職業訓練修了※ 4	700h 以上		6									0 ※ 6	1	
普通課程の 普通職業訓練修了※ 4	2800h 未満		5									0		
	2800h 以上		4											
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※ 4			3			1			2				0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了			1											
長期課程又は短期養成課程の指導員訓練修了			1 ※ 5			0 ※ 5								
職業訓練指導員免許取得			1			—			—	—				
長期養成課程の指導員訓練修了		0			0	0	0							

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練終了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査)に合格しているものに限る。

※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※7：3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。

※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※10：「○級合格後」の年数は、合格発表日から現在までの年数となります。

6 主な免除資格

実技試験の免除

すでに技能検定実技試験を合格している者（特級は5年間）
技能五輪地方大会で技能証を取得した者（2級）

学科試験の免除

すでに技能検定学科試験を合格している者（特級は5年間）
職業訓練指導員試験合格者または免許取得者（**対応職種は下記別表参照**）
1級及び2級技能士課程の向上訓練修了者（当該級）
技能検定合格者（選択科目が2以上ある職種で他の科目を受検する場合）
技能照査合格者（2級、3級）
1、2級建築士試験合格者または免許取得者（ブロック建築）

〈別表〉

検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種	検定職種	指導員免許職種
造園	造園科 森林環境保全科	仕上げ 切削工具研削	機械科 機械科	石材施工 とび	石材科 とび科	フラワー装飾 建築大工	フラワー装飾科 建築科
金属熱処理	熱処理科	電子機器組立て 電気機器組立て	製材機械科 電子科 電気科	左官 タイル張り ブロック建築	左官・タイル科 左官・タイル科 ブロック建築科		枠組壁建築科
機械加工	機械科		メカトロニクス科	畳製作	畳科	改正前（5. 4. 1）の免許職種も 学科試験免除の対象になります。	
非接触除去加工	機械科	鉄道車両製造・整備 光学機器製造	鉄道車両科 光学ガラス科 光学機器科	防水施工 内装仕上げ施工	防水科 床仕上げ科 インテリア科		
金属プレス加工	塑性加工科	造船科	建設機械整備 婦人子供服製造	熱絶縁施工 サッシ施工	熱絶縁科 建築科		
鉄工	塑性加工科 構造物鉄工科 鉄道車両科	建築板金 塑性加工科	家具製作 建具製作	表装	サッシ・ガラス施工科 インテリア科		
	造船科	工場板金 塑性加工科	木工科	塗装	表具科		
	造船科	めっき 金属表面処理科	プラスチック成形 印刷		表具科 塗装科		

7 実技試験実施日程

（製作等作業試験・計画立案等作業試験・判断等試験のいずれか1つ
又は2つ以上の組合せで構成されています）

職種の構成については実技試験の概要（当協会ホームページ掲載）にて確認してください。

例）とび職種

製作等作業試験（当協会指定日・指定会場）のみ

・ 福島県職業能力
開発協会 HP

金属プレス加工職種

製作等作業試験（当協会指定日・指定会場）+ 計画立案等作業試験（8/20・指定会場）

QRコード



●製作等作業試験

令和5年6月6日（火）～9月10日（日）の間で当協会が指定した日 ※とび職種は10月8日（日）までの間

●判断等試験

下表に記載の全国統一日 ※造園などの下表にない職種の判断等試験については当協会指定日となります。

●計画立案等作業試験

下表に記載の全国統一日

実施日	時間	職種及び内容
令和5年 8月20日（日）	13時15分	金属熱処理、金属プレス加工 …… 計画立案等作業試験
8月27日（日）	13時15分	機械加工（数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、建設機械整備 …… 計画立案等作業試験
	協会指定	金属熱処理（2級） …… 判断等試験
9月 3日（日）	10時	プラスチック成形（真空成形作業） …… 計画立案等作業試験
	13時15分	非接触除去加工（1級）、電気機器組立て（変圧器組立て作業）、鉄道車両製造・整備（1級電気装作業） …… 計画立案等作業試験
	協会指定	プラスチック成形（真空成形作業） …… 判断等試験

8 学科試験実施日程

実施日	時間	職種
令和5年 7月 9日（日） （3級）	10時30分	機械加工、電子機器組立て、ブロック建築
	13時15分	造園、建築大工、舞台機構調整、フラワー装飾
8月20日（日） （1・2級）	10時	造園、金属熱処理、金属プレス加工、サッシ施工、塗装
	13時15分	光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工
8月27日（日） （1・2級）	10時	機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工
	13時15分	電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作
9月 3日（日） （1・2級）	10時	非接触除去加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装
	13時15分	建築板金、工場板金、切削工具研削、ブロック建築、フラワー装飾

技能五輪福島県大会

第61回技能五輪全国大会（令和5年11月に愛知県にて開催予定です。）の予選を兼ねて福島県大会を技能検定と併せて実施します。
若い技能者を育て優れた技能を継承していくために積極的に参加してみませんか。

●**参加資格** 平成12年（2000年）1月1日以降に生まれた者（満23歳以下）です。

●**職 種**

全国大会競技職種 競技実施予定職種	県大会競技職種（作業名） 技能検定該当職種（作業）名	参加料
機械組立て	仕上げ（機械組立仕上げ作業）	P5、P6を参照 （2級25歳未満の実技受験手数料となります）
旋 盤	機械加工（普通旋盤作業）	
フライス盤	機械加工（フライス盤作業）	
構造物鉄工	鉄工（構造物鉄工作業）	
タイル張り	タイル張り（タイル張り作業）	
曲げ板金	工場板金（曲げ板金作業）	
電子機器組立て	電子機器組立て（電子機器組立て作業）	
工場電気設備	電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）	
左 官	左官（左官作業）	
家 具	家具製作（家具手加工作業）	
建 具	建具製作（木製建具手加工作業）	
フラワー装飾	フラワー装飾（フラワー装飾作業）	
洋 裁	婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）	
と び	とび（とび作業）	
14	競 技 種 目	

●**手 続**

技能五輪参加申込書に所定事項記入のうえ、参加料を添えて技能検定受付期間内に当協会へ申し込みください。

また、技能検定を兼ねて申し込まれる場合は、2級技能検定受験申請書を使用し上部余白に（五輪）と朱書してください。

●**特 典**

2級実技試験の問題により県大会を実施しますので、2級技能検定関連職種については、一定の基準以上の成績をおさめると技能証が交付され、技能検定受験の際、実技試験が免除されます。

●**全国大会**

第61回技能五輪全国大会の参加資格は、23歳以下の者で技能五輪地方大会に参加し、優秀な成績を収めて、都道府県知事若しくは地方大会実施機関の長又は両者の協議により推薦を受けた者となります。

なお、国際大会の予選を兼ねた全国大会において、各競技職種で21歳以下の者のうち最も優秀な成績を収めた者1名が、日本代表選手として技能五輪国際大会へ派遣されます。

職業能力開発施設案内

職業人として必要な知識や技能の習得、あるいは向上を目的として県内各地に次のような施設があります。
こちらの施設は、技能検定などの各種資格を取得する早道であり、技能というものを体系的に習得できる場です。
皆様のご利用をお待ちしています。また、技能検定受験手続等についてもご相談ください。

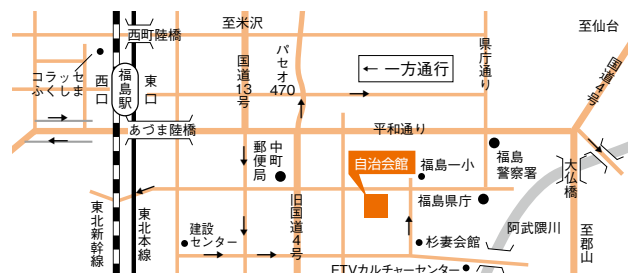
施 設	施設名	所在地	電 話
県の施設	テクノアカデミー郡山	〒963-8816 郡山市上野山5	(024) 944-1663
	テクノアカデミー会津	〒969-3527 喜多方市塩川町御殿場4丁目16番地	(0241) 27-3221
	テクノアカデミー浜	〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-112	(0244) 26-1555
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構福島支部	福島職業能力開発促進センター	〒960-8054 福島市三河北町7-14	(024) 534-3637
	いわき職業能力開発促進センター	〒973-8403 いわき市内郷綴町舟場1-1	(0246) 26-1231
	会津職業能力開発促進センター	〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西292	(0242) 26-0515
県で認定した 施設	福島共同高等職業訓練校	〒960-1321 福島市立子山字大稲場20	(024) 597-7904
	郡山高等職業能力開発校	〒963-8017 郡山市長者3-2-19	(024) 932-5281
	会津共同高等職業訓練校	〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字幕内西351	(0242) 27-1800
	いわき共同高等職業訓練校	〒970-8036 いわき市好間町下好間字叶田58-1	(0246) 36-2631
	原町建築共同高等職業訓練校	〒975-0041 南相馬市原町区下太田字小原29-9	(0244) 23-4753
	田村建築共同高等職業訓練校	〒963-4312 田村市船引町船引字南町通151-2	(0247) 82-1279

◆技能検定及び技能五輪についての詳細は

福島県職業能力開発協会（TEL024-525-8681）または、
福島県商工労働部産業人材育成課（TEL024-521-7300）へ

福島県職業能力開発協会

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館 5階
TEL 024-525-8681 FAX 024-523-5131
http://f-shokunou.or.jp
E-mail fuvada@pluto.plala.or.jp





よくある質問

◎受検申請に関するQ&A

Q1 受検申請書はどこで入手できますか。

- A 受検申請書は、当協会ホームページ内のホーム>職業能力評価試験>技能検定制度>技能検定受検申請書等送付依頼書（PDF形式）で入手できます。表紙に掲載「福島県職業能力開発協会ホームページ」QRコードよりご確認ください。こちらの依頼書での受付には締切期間がありますので、ご注意ください。

Q2 受検手数料は課税対象ですか。

- A 受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象となります。

Q3 複数作業の受検を申請することは可能ですか。

- A 各作業の試験日時が異なれば、複数作業の受検をすることは可能です。ただし、試験日時が重複した場合であっても、受検手数料を返還することはできませんのでご注意ください。

Q4 受検手数料を振り込む際、金融機関等の都合で振込日が申請日より後日になりますが申請できますか。

- A その場合、受検申請書を提出する際に、振り込む日にちを記入したメモ用紙や付箋等を同封してください。原則、受検申請最終日までに振込みを済ませてください。

Q5 免除書類（一部合格通知）を紛失してしまいました。今回の試験で免除できますか。

- A 当協会が発行する一部合格通知を紛失した場合でも、内容が確認できれば免除となります。受検申請書を提出する際に、分かる範囲で免除に関する内容をメモ用紙等に記入し、申請書に添付してください。

Q6 申請後に免除資格があることが発覚しました。追加で免除を受けられますか。

- A 申請受付後の免除はできませんので、申請時によく確認してから申請書を提出してください。

Q7 受検手数料の領収証は発行されますか。

- A 当協会では、領収証を発行しておりません。そのため、銀行等で発行された明細票等が振込確認書類となりますので、大切に保管してください。また、受検申請する際には、明細票は原本ではなくコピーを添付してください。

Q8 受検申請書の書き方が分かりません。

- A 最終ページに受検申請書の記入例及び年齢・卒業年次早見表が記載されてありますので、ご参照ください。

Q9 受検申請の受理について連絡がありますか。

- A 受理についての連絡はいたしません。審査の際に、受検申請書の記載内容や受検手数料の振込み額等に不備があれば、確認のため受検者又は所属先企業へご連絡を差し上げる場合があります。
- なお、審査内容に不備がない場合は、6月末までに受検票を郵送します。

◎受検に関するQ&A

Q1 試験日及び試験会場は決まっていますか。また、試験日の希望はできますか。

- A 全国統一日（学科試験及び一部の実技試験）以外は、試験日及び試験会場は決まっています。また、試験日の希望は一部の作業を除き受け付けておりません。試験日及び試験会場は、受検票により通知します。

Q2 受検票に記載された試験日に出られず受検できません。試験日の変更は可能ですか。

- A 受検者側の都合（仕事の都合、体調不良等）による試験日の変更は原則できません。試験当日に受検できない場合は、欠席として取り扱います。また、受検手数料は返還いたしませんので、ご了承ください。

Q3 受検票を紛失しました。再発行は可能ですか。

- A 原則再発行は行いません。紛失した場合は、試験当日に係員に顔写真がある身分証明書（免許証、学生証）を提示してください。

Q4 実技試験問題を紛失しました。再発行は可能ですか。

- A 再発行は行いません。試験当日まで大切に保管してください。

Q5 受検申請書に記載した住所や氏名がその後変更になりました。

- A 学科試験や計画立案等試験を受検する場合は、試験当日係員から対応について連絡いたしますので、その指示に従ってください。また、上記の試験を受検しない方は、当協会にご連絡ください。

◎結果に関するQ&A

Q1 技能検定に合格しましたが、合格証書が届きません。 どうすれば良いですか。

- A 合格証書の申請をする必要があります。合格発表日から約2か月後に、福島県産業人材育成課から申請書類が届きますので、期日までに申請書を同課に提出してください。

Q2 実技又は学科試験のいずれか一方に合格した場合、一部合格の有効期限はいつまでですか。

- A 1～3級・単一等級の一部合格は、制度が変更にならない限り有効期限がありません。ただし、特級は合格発表日から5年間までの有効期限があります。なお、一部合格通知は、今後受検する際の免除資格となりますので、大切に保管してください。

Q3 試験の点数だけでなく、どこが悪かったか教えてもらえますか。

- A 試験結果については、開示できるのは点数のみとなります。点数を知りたい場合は、福島県産業人材育成課（024-521-7300）へご連絡ください。

◎その他Q&A

Q1 合格証書を紛失しました。再交付はどのような手続きが必要ですか。

- A 合格証書再交付の手続きについては、福島県産業人材育成課（024-521-7300）へご連絡ください。

Q2 実技又は学科試験の講習会等は協会で開催していますか。

- A 当協会は、試験実施団体のため、受検のための講習会等を開催することが出来ません。ただ、講習会を開催する職種（作業）の団体があり、受検票に講習会の案内を同封する場合があります。

Q3 過去の試験問題はどこで見ることができますか。

- A 過去の試験問題は、次の方法により公開されています。
- ・中央職業能力開発協会ホームページ「技能検定試験問題公開サイト」にて公開（下記QRコードを参照）
- ※当サイトは閲覧のみとなります。印刷できませんので、ご注意ください。

・中央職業能力開発協会
技能検定試験問題公開サイト
URL <https://www.kentei.javada.or.jp/>



技能検定受検者の皆様へ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のお願い

福島県職業能力開発協会が実施する技能検定試験については、国の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」、福島県の「福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針」及び「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に基づき、感染拡大防止対策を行います。

技能検定を受検される方は、下記内容による新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染や濃厚接触等により、受検の自粛を要請する場合があります。

※国又は県の方針によって対応が変更になる場合がありますのでご了承ください。

1 試験会場で検温を行います。



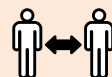
2 会場内でのマスクの着用は、令和5年3月13日から個人の判断となりますが、感染対策上又は試験実施上の理由等によりマスクの着用をお願いする場合があります。



3 入場する際は手指等の消毒をお願いします。



4 試験会場での3密を避けるため、会場内の休憩スペースや食事スペース等において密集しないように注意してください。



5 試験日前に新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日当日が療養期間中の場合、受検を自粛してください。



6 窓口での受検申請等の受付は行いません（郵送と振込みのみとなります）。



※県内の感染状況により試験日程の中止や延期、会場の変更等の可能性があります。

当協会より急きょ連絡を差し上げる場合がありますので、受検申請された方は福島県職業能力開発協会の電話番号（024-525-8681）を携帯電話等へご登録ください。

※新型コロナウイルス感染症に罹患し療養者となった受検者や濃厚接触者に該当するなどして受検を自粛した場合、試験日の延期や再試験、受検手数料の返還は行いませんのでご了承ください。

●受検する職種・作業名を各項目に記入してください。
―職種名及び作業名は正確に記入してください

- 職務内容は検定職種・作業との関わりがわかるよう記入してください。
- 受験資格判定箇所ですので必ず記入してください。

1

福島県知事 福島太郎 氏名 令和5年4月6日

職 種	受 給 番 号	
機械加工	※	
作 業 名	免 除 の 有 無	
フライス盤作業	※実技 申学科	
ふりがな	たろう	
氏 名	福島 太郎	
現 住 所	〒 960-8043 福島市中町8-2	
勤務先の 名称及び 所在地	(会社名) (株)△△製作所 (住所) 〒 960-0000 福島市△△町1-1 (TEL 024-0000-0000)	
身体障害 受給資格 判定	有 () ※	免除資格判定 実技 ※ 学科

写 真 (3cm×2.5cm) 申請より4月以内に 撮影した正面顔留 身障者のものとす ること	手 数 料 収 納 実技試験 ※ 学科試験 ※ 収納済印 ※
--	---

年 月 日撮影

本人確認証明書 貼付欄

■運転免許証 ■学生証
 ■健康保険被保険者証

上記のいずれかのコピーを貼付して下さい。
(表面に氏名、生年月日が記載されていること。)

●受検票の送付先を会社宛にする場合は、
担当者名及び受検者氏名を記入してください。

必しも救済しなくてはならぬ。

申請区分	A 甲	A 乙	A 丙	B	C	D
実技	受験する	受験しない	受験する	免除	受験する	免除
学科	受験する	受験する	受験しない	受験する	免除	免除

○注意事項

- 受検票の送付先が会社の場合は受検者氏名も
株内に記入いただきますようお願いいたします。
- 受検票は、試験当日必ず持参下さい。
- 合格発表は当協会ホームページより受検番号に
て掲載しますので受検票は大切に保管下さい。
- 領収書は、原則発行いたしません。
- 語って記入した場合は、二重録（訂正印不要）
または修正テープ等で訂正して下さい。

職歴については受検資格に関連する経歴のみ記入願います。

●免除を受けようとするときは必
要事項を記入し、一部合格通知
等の写しを提出してください。
受付期間後の免除追加申請は
できません。

年齢・卒業年次早見表(年齢は誕生日以後の満年齢数です) ※早生まれ(1/1~3/31)の方の卒業年は1つ前の年になります。

生 年	和 昭 曆 45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	西曆	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
年 齡	53 歲	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
中學卒年	昭和 61	62	63	平成 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 令和 元年	32	33
高校卒年	平成 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 令和 元年	32	33	34	35	36